

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第32号

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例

第1条 看護師養成所授業料等条例（昭和43年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～4 [略] 5 第4条、第5条又は第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波又は平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学選考料、入学料又は寄宿舎料を免除することができる。	附 則 1～4 [略] 5 第4条、第5条又は第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、 <u>平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号</u> により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学選考料、入学料又は寄宿舎料を免除することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 看護師養成所授業料等条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(授業料の納付方法等) 第3条 [略] 2 [略]	(授業料の納付方法等) 第3条 [略] 2 [略] 3 <u>前2項の規定にかかわらず、知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による認定（以下「授業料等減免対象者の認定」という。）の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、当該申請の日の属する月（前2項に定める期間経過後に当該申請をした者にあつては、当該申請の日の属する月の翌月）から当該通知の日の属する月までの月分の授業料（当該申請の日以後において納付すべきものに限る。）の納付を猶予するものとする。</u>

3 [略]

4 [略]

(入学料の納付方法)

第5条 [略]

(授業料の減免)

第7条 知事は、経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると認められる者に対しては、授業料を減免することができる。

附 則

1～4 [略]

5 第4条、第5条又は第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学選考料、入学料又は寄宿舎料を免除することができる。

4 前項の申請をした者、授業料等減免対象者の認定を受けた後授業料の減免の額に変更（当該額が減額された場合に限る。）があった者又は授業料等減免対象者の認定の効力が停止された者に係る授業料の納付期間その他の授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。

5 [略]

6 [略]

(入学料の納付方法)

第5条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、知事は、授業料等減免対象者の認定の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、入学料の納付を猶予するものとする。

3 前項の申請をした者に係る入学料の納付期間その他の入学料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。

(授業料の減免)

第7条 知事は、災害により学業の継続が困難で特に必要があると認められる者に対しては、授業料を減免することができる。

附 則

1～4 [略]

5 第4条、第5条又は第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学選考料、入学料（授業料等減免対象者の認定を受けた者にあつては、入学料の額と法第8条第1項の規定による入学料の減免の額との差額に相当する額の入学料）又は寄宿舎料を免除することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の看護師養成所授業料等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年10月12日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者に係る入学料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用する。
（経過措置）
- 3 令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者が納付した入学選考料、入学料又は寄宿舎料で、改正後の条例附則第5項の規定に基づき免除されたものに係る看護師養成所授業料等条例第8条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「授業料」とあるのは、「授業料又は附則第5項の規定に基づき免除された入学選考料、入学料若しくは寄宿舎料」とする。
- 4 第2条の規定の施行の日の前日において現に在学する者で次の各号に掲げるものに対しては、同条の規定による改正後の看護師養成所授業料等条例第7条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間に限り、当該各号に定める額の授業料を免除することができる。
 - （1） 第2条の規定による改正前の看護師養成所授業料等条例（以下「改正前の条例」という。）第7条に規定する要件に該当する者で、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による認定を受けることができなかったものその他知事が必要と認めるもの 授業料の額の範囲内で知事が定める額
 - （2） 法第8条第1項の規定による授業料の減免の額が改正前の条例第7条の規定による授業料の減免の額より少なくなる者 同項の規定による授業料の減免の額と同条の規定による授業料の減免の額との差額に相当する額